

都立高等学校オンライン申請受付システム 申請者向け操作マニュアル

②就学支援金編

就学支援金を申請するための専用マニュアルです。

2024年2月

東京都教育庁 都立学校教育部高等学校教育課経理担当

はじめに

このマニュアルでは、生徒が高等学校等就学支援金（以下、就学支援金）に関する手続きを、都立高等学校オンライン申請受付システムで行うための手順について説明します。

マニュアルは次の6つに分かれており、本書は「②就学支援金編」です。

①共通編	手続きの概要やシステムの操作方法、ログイン方法について説明します。
②就学支援金編	<u>「就学支援金」の受給資格認定の申請方法について説明します。</u> <u>入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。</u>
③就学支援金 不申請編	「就学支援金」の不申請意向確認の提出方法について説明します。
④学び直し支援金編	「学び直し支援金」の受給資格認定の申請方法について説明します。
⑤奨学のための給付金編	「奨学のための給付金」「奨学のための給付金（家計急変）」「奨学のための給付金（早期給付）」の申請方法について説明します。
⑥給付型奨学金編	「給付型奨学金」「給付型奨学金（家計急変）」の申請方法について説明します。

このマニュアルについて

本書（②就学支援金編）の内容は、以下の通りです。

1. 都立高等学校オンライン申請受付システムを利用した申請の主な流れ [P.4](#)
2. 操作説明
 - 2-1. ログインする [P.5](#)
 - 2-2. 就学支援金の申請を行う [P.10](#)
 - 2-3. 申請状況を確認する [P.23](#)

※ 本文中の画面表示は、令和6年2月現在のものです。

■都立高等学校オンライン申請受付システムへのアクセス

<https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/s/>



■就学支援金制度の概要

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/scholarship.html>

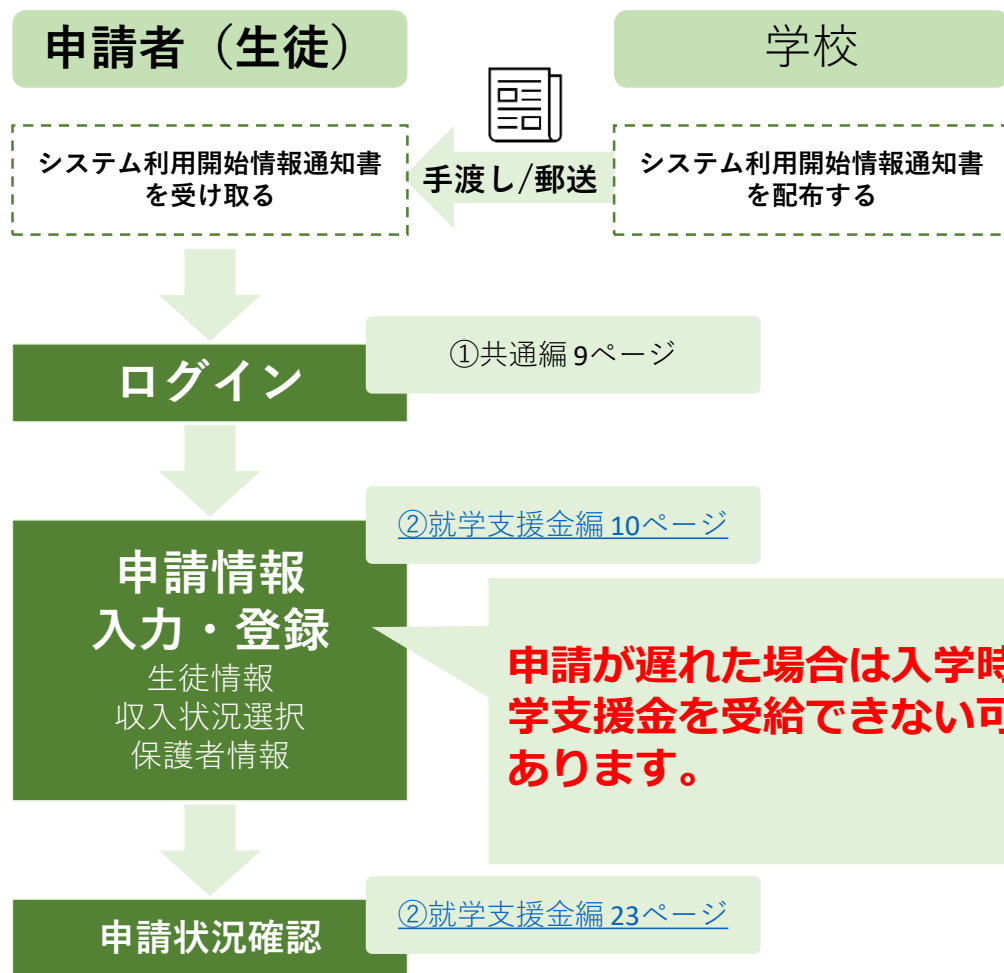


お問い合わせ

FAQやチャットボットを使用しても解決しないときは、**お通りの学校の経営企画室**へお問い合わせください。

1.オンライン申請受付システムを利用した申請の主な流れ

「就学支援金」の申請（4月の入学時・転入学等）



※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。必ず事前に税の申告手続きをお願いします。

(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても就学支援金の申請が可能です。)

凡例

◇◇編
○ページ

◇◇ (参考資料名) の
○ページ参照

■

システムを利用する手順

□

システム外の手順

2.操作説明 2-1.ログインする

就学支援金の申請の手順

1 ログインする

ホーム画面からログインします。
ログイン後「確認コードの送付」メールが送信されます。
確認コードを入力するとログインが完了します。
※ユーザIDが無い方はユーザIDの登録から行ってください。

2 申請情報（生徒情報）を入力

生徒情報を入力します。

3 申請情報（収入状況）を入力

収入状況、保護者等情報を入力します

4 申請情報の確認

入力された申請情報の確認を行います。

5 申請完了

申請が完了します。

2.操作説明 2-1.ログインする

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

A 都立高等学校オンライン申請受付システムにアクセス

<https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/s/>



B ホーム画面

東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

ホーム 利用ガイド

1 ログイン

都立高等学校オンライン申請受付システム
都立高等学校オンライン申請受付システムは、都立高等学校に在学する方が授業料等に対する各種支援制度の申請・受付を行うシステムです。

こちらは、各種支援制度の申請・受付を行うシステムのログイン画面です。

すでにユーザIDをお持ちの方は、「ログイン」ボタンからマイページへお進みください。

IDをお持ちでない方は、「申請者用ユーザID登録」ボタンをクリックして、ユーザID作成へお進みください。

a 申請用ユーザID登録

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

1 「ログイン」ボタンをクリックします。

a ユーザIDをまだ登録されていない方は「申込用ユーザID登録」より登録してください。
⇒①共通編P.9を参照してください

2.操作説明 2-1.ログインする



C ユーザIDとパスワードを入力してください

東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

ユーザIDとパスワードを入力してください。
※ログインに続けて3回失敗すると、アカウントが60分間ロックアウトされます。ロックアウト中はログインおよびパスワードのリセットが出来ませんのでご注意ください。

1 ユーザID

1 パスワード

2 ログイン

a パスワードをお忘れの方
ユーザIDをお忘れの方
ホームへ戻る

1 【ユーザID】と【パスワード】を入力します。

2 「ログイン」ボタンをクリックします。「確認コードの送付」メールが送信されます。

a パスワードを忘れてしまったときは「パスワードをお忘れの方」をクリックします
⇒ ①共通編P.24を参照してください

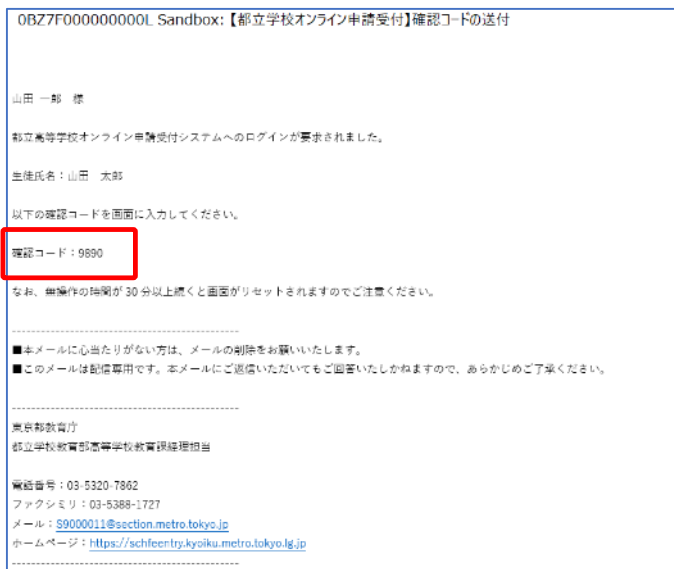
ユーザIDを忘れてしまったときは「ユーザIDをお忘れの方」をクリックします。
⇒ ①共通編P.25を参照してください

2.操作説明 2-1.ログインする



D 確認コードを入力してください

※送信されたメールのイメージ



1 「確認コードの送付」メール内の【確認コード】を入力します。

2 「ログイン」ボタンをクリックします。



登録されたメールアドレスに送信された確認コードを入力してください。

1

2

2.操作説明 2-1.ログインする



E 申請ページが表示されます



[ホーム](#)

[申請履歴](#)

[よくある質問（FAQ）](#)

[利用ガイド](#)

[山田 一郎](#)

北山高等学校 山田太郎 様の申請ページです。

【お知らせ】

申請状況は「申請状況を見る」ボタンから確認いただけます。

現在、下記の申請登録を受付中です。

- 就学支援金
 - ・ 第2回
 - ・ 不申請意向の確認
- 給付型奨学金
 - ・ 通常申請（当年戻分）
 - ・ 家計急変
- 奨学給付金
 - ・ 通常申請
 - ・ 家計急変
- 学び直し支援金
 - ・ 第2回

[申請受付へ進む](#)

[申請状況を見る](#)

[生徒・保護者等情報変更](#)

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

申請ページが表示されます。
これでログインは完了です。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

A 申請ページから就学支援金の申請を行います

[ホーム](#)[申請履歴](#)[よくある質問（FAQ）](#)[利用ガイド](#)[山田 一郎](#)

北山高等学校 山田太郎 様の申請ページです。

【お知らせ】

申請状況は「申請状況を見る」ボタンから確認いただけます。

現在、下記の申請登録を受付中です。

- 就学支援金
 - ・ 第2回
 - ・ 不申請意向の確認
- 給付型奨学金
 - ・ 通常申請（当年戻分）
 - ・ 家計急変
- 奨学給付金
 - ・ 通常申請
 - ・ 家計急変
- 学び直し支援金
 - ・ 第2回

1[申請受付へ進む](#)[申請状況を見る](#)[生徒・保護者等情報変更](#)

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

- 1 「申請受付へ進む」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

B 就学支援制度から申請を行います

1 就学支援制度 給付金制度

下記申請の実施はこちらのページから進んでください。

1. 高等学校等就学支援金
2. 高等学校等学び直し支援金

1. 高等学校等就学支援金

<制度の概要>

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる為、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

高等学校等就学支援金の受給資格認定の申請、もしくは不申請意向確認の提出をお願いいたします。

※支給される就学支援金は、在学する学校が、生徒本人に代わり生徒の授業料として受け取りますので、生徒本人（保護者）に対して、東京都から直接支払われるものではありません。

※次のいずれかに該当する方は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

イ、高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者

ロ、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が過剰して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。

※本人番号カードの写し等以外の書類にて書きをご希望の方は、お選の学校の経営企画室にお問合せください。

<申請の流れ>

支給対象期間7月～翌6月の申請（不申請）の申請は以下のリンクより行ってください。

> **受給資格の認定を申請する方はこちら**

> すでに受給資格認定を受けており、保護者等の収入状況を届け出る方はこちら

> 就学支援金を申請しない（不申請意向確認を提出する）方はこちら

1 「就学支援制度」をクリックします。

2 「受給資格の認定を申請する方はこちら」をクリックします。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

A 高等学校就学支援金受給資格認定（1/5） 1

a < 申請選択画面に戻る

1 留意事項をよくお読みください。

次のページに続きます

1

高等学校就学支援金受給資格認定（1/5）

留意事項 表示

必ず確認の上、入力をしてください。

- イ、都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税標準額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。
- ロ、「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ、4月に入学した新入生は、原則として4月の末日までに申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月の末日までに申請を行う必要があります。
- ニ、個人番号を利用した申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書をご提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ、過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が過算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ヘ、2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト、偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ、受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税標準額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から发出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発見された場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ、個人番号の利用によって市町村民税の課税標準額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時的に止められる場合があります。
- ヌ、保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。
- ル、自動反映されている入力事項を変更しても、アカウントの登録情報は変更されません。アカウントの登録情報を変更したい場合は、別途ホーム画面の「登録情報を変更する」から変更をしてください。

a 申請の選択画面に戻る場合は「申請選択画面に戻る」をクリックします。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

A 高等学校就学支援金受給資格認定（1/5） 2

1 生徒情報

生徒の氏名（漢字）：
山田 太郎
生徒の氏名（かな）：
やまだ たろう
生年月日：
2007年11月1日

2

*郵便番号（半角ハイフンなし） 例：1638001
1000011

*都道府県
東京都

*市区郡 例：新宿区
千代田区

*町名 例：西新宿
内幸町

*番地・建物名等（全角） 例：2-8-1
Y-Y-Y

保護者等の連絡先
※日中ご連絡がとれるお電話番号をご入力ください。
※連絡先については可能な限り、2つ以上登録をお願いします。
※生徒との続柄について、自宅を登録した場合には、申請者様の続柄を選択してください。
※申請内容に不備があった場合、就学支援金業務受託事業者からご連絡させていただきます。

*保護者等の電話番号（半角ハイフンなし） 例：0901234XXXX
0901234567

*生徒との続柄
父

保護者等の電話番号②（半角ハイフンなし） 例：0901234XXXX

3 保護者等の電子メールアドレス：
[]

生徒が在学する学校の名称：
北山高等学校

4 *以下から該当するものを選択してください。
 過去に別の高等学校等に在学していない
 過去に別の高等学校等に在学していた

5 次へ

1 生徒情報（生徒の氏名（漢字）（かな）および生年月日）に間違いがないか確認します。

2 表示された住所および電話番号に間違いがないか確認します。変更がある場合は変更内容を入力します。（保護者等の住所および電話番号が初期表示されています。）

3 「保護者等の電子メールアドレス」および「生徒が在学する学校の名称」に間違いがないか確認します。

4 転出、退学後の再入学等で過去に別の高等学校に在籍していたかどうか、いずれかをチェックします。「過去に別の高等学校等に在学していた」を選択した場合 ⇒[P.14](#)

5 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。 ⇒[P.15](#)

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

A 高等学校就学支援金受給資格認定（1/5） 3

*以下から該当するものを選択してください。

過去に別の高等学校等に在学していない

過去に別の高等学校等に在学していた

1 【高等学校等の在学期間について】

入力上の注意 表示

必ず確認の上、入力してください。

イ、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、現在在学している学校のひとつ前の学校について入力してください。

ロ、これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ハ、「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に該当する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ニ、「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ホ、「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程） 昼間学科」、「⑧専修学校（一部課程） 昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程） 夜間等学科」、「⑩専修学校（一部課程） 夜間等学科」、「⑪専修学校（一部課程） 通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を入力してください。

2 過去に別の高等学校等に在学していた期間

*学校名	例：東京都立〇〇高等学校
*学校の種類	例：高等学校
*学校の課程1	---なし---
*学校の課程2	---なし---
学校の学科	
*在学期間（開始日）	
*在学期間（終了日）	
うち支給停止期間等（開始日）	
うち支給停止期間等（終了日）	

3 次へ

「過去に別の高等学校等に在学していた」を選択した場合

1 入力上の注意をよくお読みください。

2 過去に別の高等学校等に在学していた期間について入力します。

3 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

B 高等学校就学支援金受給資格認定（2/5） 1

a < 申請選択画面に戻る

高等学校就学支援金受給資格認定（2/5）

留意事項
非表示

1

【保護者等の収入の状況について】

入力上の注意
 表示

必ず確認の上、入力をしてください。

イ、保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいい、次のa～eは除きます。

- 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- 法人である未成年後見人
- 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ、①（親権者（両親）2名分）、③（親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合）又は④（主たる生計維持者2名分）に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を学校に提出してください。

ハ、②（親権者1名分）を選択するときは、必ず「親権者」全員の状態を確認の上、入力してください。

二、②（親権者1名分）選択時に表示される「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を学校に提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を学校に提出できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤（主たる生計維持者1名分）又は⑥（生徒本人）のうちいずれが該当する方を選択してください。

ホ、③（主たる生計維持者1名分）又は⑥（生徒本人）に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を学校に提出してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を学校に提出してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

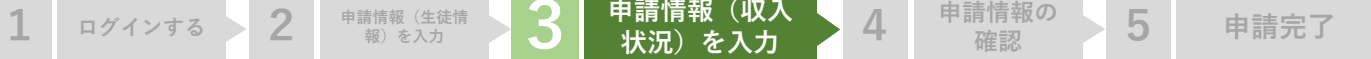
1 「保護者等の収入の状況について」の入力上の留意事項をよくお読みください。

次のページに続きます

a 申請の選択画面に戻る場合は「申請選択画面に戻る」をクリックします。

入力された内容を破棄するかを確認する画面が表示されます。「確認」を選択すると申請選択画面に戻ります。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う



B 高等学校就学支援金受給資格認定 (2/5) 2

1

*申請又は届出時点における保護者等の状況及び学校に提出する個人番号(マイナンバー)カードの写し等(個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等)については次のとおりです。(①から⑦のボタンのいずれかを選択してください。)

- ①親権者(両親) 2名分
生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
- ②親権者 1名分
親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設長である場合は、③から⑦までのいずれかを選択してください。
- ③親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
未成年後見人が選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
- ④主たる生計維持者 2名分(両親等、生徒の生計をその収入により維持している者)
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
- ⑤主たる生計維持者 1名分
- ⑥生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等
- ⑦親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
海外在住者や外国政府の駐日大使館勤務等

2

②を選択した場合

*②を選択された方は以下のボタンから選択してください。

- 以下に当てはまる場合
 - ・離婚、死別等により親権者が1人である
 - ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を学校に提出できない等
- 個人番号の指定を受けていない場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等

③を選択した場合

③を選択された方はご入力ください

*未成年後見人の人数(半角) 例: 1

⑤を選択した場合

*⑤を選択された方は以下のボタンから選択してください。

- 以下に当てはまる場合
 - ・生徒が未成年だが親権者又は未成年後見人が存在しない
 - ・入学時点で生徒が成人であったが主たる生計維持者が存在する
 - ・生徒が成人であり未成年の時点で親権者が1人である
 - ・生徒が成人であり未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった等
- 個人番号の指定を受けていない場合
 - ・主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがない等

前の **3** 次へ

1 申請又は届出時点における保護者等の状況、及び学校に提出する個人番号カードの写し等(個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等)について、①から⑦のいずれかを選択します。

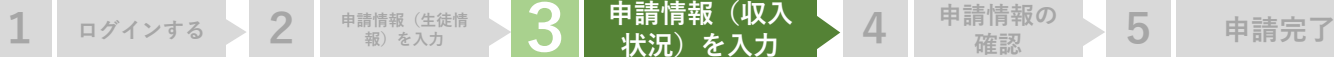
2 ②③⑤を選択したとき、付随する情報を入力します。

3 入力を終えたら「次へ」ボタンをクリックします。

- ①、③(未成年後見人2名)、④のとき ⇒ [P.17](#)
- ②、③(未成年後見人1名)、⑤で「以下に当てはまる場合」のとき ⇒ [P.18](#)
- ⑥のとき ⇒ [P.19](#)
- ⑦のとき ⇒ [P.20](#)

3人以上未成年後見人がいる場合は生徒様のお通りの学校までお問い合わせください。

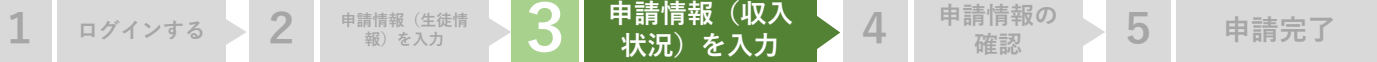
2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う



C 高等学校就学支援金受給資格認定 (3/5) ①、③(未成年後見人2名)、④の場合

- 1 保護者等①の情報をご確認のうえ【生年月日】を入力します。
- 2 保護者等①の【過去にマイナンバー収集台紙を提出済みですか。】【生活扶助受給の有無】を選択します。生活扶助受給を受けていない場合は【国内住所の有無】を選択します。
- 3 保護者等①で「生活扶助受給を受けている」もしくは「日本国内に住所を有している」場合、【都道府県(保護者等①)】【市区郡(保護者等①)】を入力します。
- 4 保護者等②(システムをご利用されていない方)の情報を入力します。
- 5 保護者等②の【過去にマイナンバー収集台紙を提出済みですか。】【生活扶助受給の有無】を選択します。生活扶助受給を受けていない場合は【国内住所の有無】を選択します。保護者等②の住所を入力する場合、保護者等①と同一住所であれば【保護者等①と同一住所の場合はこちらを選択してください。】をチェックします。
- 6 【その他(多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当)】を選択します。
- 7 入力を終えたら「次へ」ボタンをクリックします。⇒[P.21](#)

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う



C 高等学校就学支援金受給資格認定（3/5） ②、③（未成年後見人1名）、⑤の場合

1 保護者等①の情報をご確認のうえ【生年月日】を入力します。

2 保護者等①の【過去にマイナンバー収集台紙を提出済みですか。】【生活扶助受給の有無】を選択します。生活扶助受給を受けていない場合は【国内住所の有無】を選択します。

3 保護者等①で「生活扶助受給を受けている」もしくは「日本国内に住所を有している」場合、【都道府県（保護者等①）】【市区郡（保護者等①）】を入力します。

4 【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】を選択します。

5 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。⇒[P.21](#)

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

C 高等学校就学支援金受給資格認定（3/5） ⑥の場合

東京都教育委員会
東京都立高等学校就学支援金受給資格認定 (D5)

申請者情報 (必須)

1 氏名 (姓・名)
山田 太郎

2 住所 (〒) 東京都 区 町 丁目 番 号
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

3 都道府県 (保護者等①)
東京都

4 その他 (多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当)
該当する ()

5 入力終了確認

- 1 生徒の情報に間違いがないか確認します。
- 2 【過去にマイナンバー収集台紙を提出済みですか。】【生活扶助受給の有無】を選択します。生活扶助受給を受けていない場合は【国内住所の有無】を選択します。
- 3 「生活扶助受給を受けている」もしくは「日本国内に住所を有している」場合、【都道府県（保護者等①）】【市区郡（保護者等①）】を入力します。
- 4 【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】を選択します。
- 5 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。⇒[P.21](#)

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

C 高等学校就学支援金受給資格認定（3/5） ⑦の場合



ホーム

申請履歴

よくある質問（FAQ）

利用ガイド

山田 一郎

< 申請選択画面に戻る

1

【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】

高等学校就学支援金受給資格認定（3/5）

・保護者等の扶養する23歳未満（4月1日時点）の子

3人以上

3人未満

※就学支援金が所得制限により不認定となった場合、授業料の減額制度（多子世帯授業料支援事業）の対象となる場合があります。就学支援金の審査結果の通知を受けてから別途申請してください。

2

入力内容の確認

1 【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】を選択します。

2 入力を終わったら「入力内容の確認」ボタンをクリックします。

⇒[P.21](#)へ

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

A 高等学校就学支援金受給資格認定（4/5）

The screenshot shows a web-based application form for high school student support. The form is titled '高等学校就学支援金受給資格認定' and is part of a 4-step process. The form contains several sections with checkboxes for confirmation. A red box highlights the main form area, and a smaller red box highlights the '確認' (Check) button at the bottom right.

1 入力した情報【生徒・保護者等情報】【高等学校等の在籍期間について】【保護者等の収入の状況について】【その他（多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当）】【その他（申請対象年度）】に間違いがないか確認します
※①から⑦の選択により表示される項目は異なります。

2 「（重要）次の事項を確認の上、チェックボックスを全て押下してください」をよく読み、かならず3つ全てチェックしてください。

3 「登録」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 就学支援金の申請を行う

- 1 ログインする
- 2 申請情報（生徒情報）を入力
- 3 申請情報（収入状況）を入力
- 4 申請情報の確認
- 5 申請完了

A 高等学校就学支援金受給資格認定（5/5）

[< 申請選択画面に戻る](#)

1

高等学校就学支援金受給資格認定（5/5）

高等学校就学支援金の申請が完了しました。
申請内容はメニュー内の「申請履歴」から確認いただけます。

※追加でマイナンバー収集台紙を学校に提出する必要があります。
現在お通りの学校にて、すでに提出されている場合、マイナンバー収集台紙の提出は不要です。
※その他紙提出書類につきましては、お通りの学校の経営企画室から配布された案内をご確認ください。

2

[ホームに戻る](#)

1 「高等学校就学支援金の申請が完了しました」とメッセージが表示され、申請が完了しました。

2 「ホームに戻る」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-3. 申請状況を確認する

A 申請ページから申請状況を確認します

北山高等学校 山田太郎 様の申請ページです。

【お知らせ】

申請状況は「申請状況を見る」ボタンから確認いただけます。

現在、下記の申請登録を受付中です。

- 就学支援金
 - ・ 第2回
 - ・ 不申請意向の確認
- 給付型奨学金
 - ・ 通常申請 (当年度分)
 - ・ 家計急変
- 奨学給付金
 - ・ 通常申請
 - ・ 家計急変
- 学び直し支援金
 - ・ 第2回

申請受付へ進む

1

申請状況を見る

生徒・保護者等情報変更

1 「申請状況を見る」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-3. 申請状況を確認する

B 申請状況ページで申請状況を確認します

申請状況

※申請状況の更新には時間がかかりますので、申請の詳細は「申請履歴」から参照してください。

今年度 (令和5年)	前年度 (令和4年)	一昨年度 (令和3年)
就学支援金 (第1回) (申請未済)	就学支援金 (第1回) -	就学支援金 (第1回) -
就学支援金 (第2回) (申請済み)	就学支援金 (第2回) -	就学支援金 (第2回) -
給付型奨学金 (通常申請) (申請未済)	給付型奨学金 (通常申請) -	給付型奨学金 (通常申請) -
給付型奨学金 (家計急変) (申請未済)	給付型奨学金 (家計急変) -	給付型奨学金 (家計急変) -
奨学のための給付金 (通常申請) (申請未済)	奨学のための給付金 (通常申請) -	奨学のための給付金 (通常申請) -
奨学のための給付金 (家計急変) (申請未済)	奨学のための給付金 (家計急変) -	奨学のための給付金 (家計急変) -
奨学のための給付金 (早期給付) (申請未済)	奨学のための給付金 (早期給付) -	奨学のための給付金 (早期給付) -
学び直し支援金 (第1回) (申請未済)	学び直し支援金 (第1回) -	学び直し支援金 (第1回) -
学び直し支援金 (第2回) (申請未済)	学び直し支援金 (第2回) -	学び直し支援金 (第2回) -

1 申請状況が表示されます。

(申請未済)

- ・ ・ 申請が行われていません。

(申請済み)

- ・ ・ 申請が完了しています。

※申請状況の更新には時間がかかりますので、申請の詳細は「申請履歴」から参照してください。